

小売業における労働災害防止のために 転倒、転落災害および荷による災害をふせぎましょう！

上野労働基準監督署

東京労働局管内における第三次産業の労働災害は、全業種に対し約60%を占めています。その中でも小売業の災害は約11%と全体の1割を占めています。事故の型別では、転倒災害が特に多く、墜落、転落災害も発生しております。そこでこの転倒、墜落、転落災害の防止のためのポイントをまとめましたので、今後の労働災害防止対策として活用してください。

転倒、墜落災害防止対策のポイント

- ・床に水たまりなどの濡れた箇所を放置せず、その都度拭き取っておく。
- ・作業員が通る通路、階段、扉付近などに物を置かないようにする。
- ・作業は慌てず確認してから行動すること。特に走ったりしない。
- ・踏み台や脚立、はしごは、安定している場所で正しく使用する。
- ・床面、通路は、くぼみ、段差がない構造とし、滑りにくい床面にする。
- ・階段は滑り止めや手すりを設ける。
- ・転倒しにくいヒールの低い靴や滑りにくい靴を履く。
- ・倉庫やバックヤードなどで墜落の危険がある箇所は手すり、柵などを設ける。

荷による災害も多く見受けられます。その災害防止対策のポイントとしては以下のとおりです。

荷による災害防止対策のポイント

- ・倉庫、バックヤードなどの荷の保管箇所については、必ず通路を確保する。
- ・重い荷や大きい荷などは下に積み、荷崩れしないように積む。
- ・棚には荷の落下防止のため、幅木、落下防止用のストッパーなどを設け、振動や衝撃などで落下しないようにする。
- ・荷積みは高く積まない。
- ・いつも使用するものは、取りやすい箇所に置く。
- ・腰痛のガイドラインに沿った対策を行う。



安全・安心な首都東京の実現に向けて



※このリーフレットに使用しているイラストは厚生労働省のHP掲載の「流通・小売業における行動災害のリスクアセスメントのすすめ方 店舗におけるリスクアセスメントの実施のために」から参照しています。

台車、ロールボックスの安全な使い方のポイント

- ・台車などの手押し運搬車は決められた箇所に置く。
- ・荷の大きさに合った台車を選定し、押して使用する。ロールボックスは押すと前が見えないため引いて使用し、他の作業者やお客様などに衝突しないようにする。
- ・荷崩れしないように積み、高く積み上げない。また、台車の積載荷重を超えて使用しない。台車に乗せる時は最後に使用するものから乗せていく。
- ・バックヤードでは、台車の使用範囲と作業区域を白線等で分ける。
- ・曲がり角では一時停止し、左右の安全を確認する。



台車もいろいろなものがあります。また坂道を降りる際には荷崩れしないようにバックしながら降りて行きます。エレベーターでは、扉の溝に引っかかることもあります。

台車による運搬については、十分注意して使用しましょう！

災害防止は基本の4Sから進めましょう！

4 Sとは、整理・整頓・清掃・清潔の頭文字のSをとって4 Sと略称しています。4 Sは、安全の基本ともなっています。4 Sが悪いと通常の作業行動でもケガにつながることもあります。

整理・・・いるものといらないものを分けましょう。

いらないものは早く処分しましょう。

整頓・・・いるものを所定の場所に、使いやすく区別し、正しく（安全に）収納しましょう。

清掃・・・清掃を行うことで身の回りをきれいにし、不要物、ごみホコリや汚れを取り除きましょう。

清潔・・・職場をきれいにし、水、油など環境を悪化させる原因を除去し、快適な職場環境を維持しましょう。

4 Sを進めるには、次のことが大切です。

- 1 トップが関心を持つ
- 2 4 Sについての問題点を職場で話し合う。
- 3 職場ごとに4 Sの具体的な基準を作る。
- 4 職場の一人ひとりが分担する役割を決める。
- 5 監督者は基準どおりに4 Sが確保されているか、常時確認する。
- 6 毎日の仕事の中に4 S確保の業務が含まれるようにする。

災害防止のための安全衛生管理体制

災害防止のための安全衛生活動を行うにあたっては、管理体制が必要になります。それぞれ事業場の規模、業種によって管理体制が異なりますので以下の表を参考にし、安全衛生管理体制を確立してください。

業種	〈令2条1号の業種〉 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	〈令2条2号の業種〉 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具、じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具、じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	〈令2条3号の業種〉 その他の業種
1000人～			
300～999人			
100～299人			
50～99人			
10～49人			
1～9人			

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

安全推進者のガイドラインが策定されました

平成26年3月28日に安全推進者のガイドラインが策定されました。内容は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とするガイドラインです。

対象の業種

常時10人以上の労働者を使用する事業場で安全推進者、安全管理者の選任の義務がない事業場すべてが対象になり、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組みます。

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4 S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みられている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置します。

常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下のア又はイの者を配置することが望ましいことになっています。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、高等学校を卒業後3年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置して下さい。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することもできます。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知して下さい。

(4) 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要があります。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行って下さい。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮して下さい。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例：職場内の整理整頓（4 S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等)